

市営住宅の 入居者を募集

■募集戸数 一般世帯向け1戸
 Ⅱ鉄筋コンクリート造3階建ての1階部分(エレベーターなし) 約63・5平方メートル※申込多数の場合抽選

■所在地 桜町2-8-13
 ■家賃 2万9千800円～5万8千400円

■入居予定日 3月上旬
 ■申込資格 次のすべての要件に該当する方

▽市内に居住している成年人者(20歳未満の既婚者を含む)
 のうち、平成29年8月1日以前から市内居住または勤務していること

▽同居親族がいること
 △世帯の所得が所得基準内であること

▽市税の滞納がないこと
 △住宅に困っていること
 △暴力団員でないこと

■申込受付期間 1月15日(月)～1月31日(水)
 ■申込書配布受付期間内に、まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)、市役所第二庁舎1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、夜間・休日は施設管理室(同一階)で

■受付期間内に、直接、申込書等に必要事項を明記し、まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)へ

雪かきにご協力を

市では、積雪の状況に応じて、市で管理する道路のうち、坂道や人通りの多い駅周

辺等を中心に、人や車の通行確保のため除雪や凍結防止剤の散布を実施しています。

しかし、全ての道路を一斉に除雪することは難しいため、自宅や店舗の前の道路や歩道部分の雪かきをするなど、安全な通行確保に向けて皆さんのご協力をお願いいたします。



なお、雪かきの際は足元が滑りやすいので、注意することにも、通行する人や車にも十分配慮してください。

■道路管理課道路管理係(☎042-387-9849)

ご相談ください 法律巡回相談

弁護士会多摩支部・法テラス多摩共催の弁護士による法律巡回相談を行います。

■2月26日(月) 午後1時30分～4時40分
 ■市役所第二庁舎1階市民相談室

■5人(申込順。1人30分)
 ■1月16日から、電話または直接、広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)へ

小金井都市計画道路 3・4・11号線に関する 意見交換会の傍聴

■1月26日(金) 午後7時～8時30分
 ■市民会館・萌え木ホール

■定員 30人(当日先着順)
 ■他 午後6時から整理券を配布
 ■問 都建設局道路建設部計画課

(☎03-5320-5323)、都北多摩南部建設事務所工事第一課(☎042-330-1800) <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jinusho/kiran/index.html>、市都市計画課都市計画係(☎042-387-9856)

平成30年度 校庭開放指導員募集

市立小学校の校庭開放指導員として、スポーツや遊びの指導、安全管理などをしていただける方を募集します。

■勤務日 夏休み以外の土曜・日曜・祝日、春・冬休み(12月29日～1月3日を除く)の遊び場開放日※1校を複数の指導員が交替で勤務

■勤務時間 4月～10月 午後1時～5時
 11月～3月 午後0時30分～4時(11月は午後1時～4時30分。春休みは午後1時～5時)

■謝礼 5千200円(1回)
 ■資格等要件 市内在住の18歳以上の方で、4月から1年間継続して勤務できる方

■募集人員 若干名
 ■選考方法 書類審査および面接。面接は2月8日(木)午後2時から生涯学習課(市役所第二庁舎7階)で行います

■選考結果 応募者全員にお知らせします※応募書類は返却しません
 ■申込書配布 1月15日～22日に、生涯学習課で

■1月25日(必着)までに、郵送または直接、申込書に必要事項を明記し、生涯学習課生涯学習係(〒184-8504住所不要☎042-387-9879)へ

情報公開制度・個人情報保護制度を紹介します

開かれた市政を実現するために 〈情報公開制度〉

【情報公開制度とは】
 市が保有する情報を、求めに応じて原則として公開し、公正で透明な市政を推進する制度です。市が保有する情報は、どなたでも市政情報の公開請求をすることができます。

【公開の対象となる市政情報】
 職員が職務上作成し、または取得した文書、パソコンなどで作成した電磁的記録、その他これらに類するもので、市が保有しているもの

【公開できない市政情報】
 次の情報は公開されることがあります。
 ▷法令などにより、公開できない情報
 ▷個人に関する情報
 ▷法人などの情報で正当な利益を著しく害すると認められる情報
 ▷市政運営の執行に著しい支障が生じることが明らかに認められる情報
 ▷公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じることが明らかな情報

【公開請求の方法】
 市政情報公開請求書を情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)まで提出してください。
 郵送や東京電子自治体共同運営サービスでの電子申請による請求もできます。

【公開の決定】
 請求を受けた日の翌日から原則7日(土曜・日曜・祝日を除く)以内に公開・一部公開・非公開の区分で決定し、書面で通知します。

【公開に必要な費用】
 ▷電子複写機による写しはコピー1枚10円
 ▷その他の写しは、写しの作成に要する費用

プライバシーを守るために 〈個人情報保護制度〉

【個人情報保護制度とは】
 市では、市民の皆さんの個人情報を収集・保有・利用していますが、個人情報の取り扱い、プライバシーの侵害を防ぎ、基本的人権である個人の尊厳の擁護についてのルールを定める必要があります。

市は、個人情報の適正な収集・保有・利用の義務を課し、皆さんには、自己に関する情報は自分でコントロールすることができる権利を保障しています。

【個人情報を守るために】
個人情報の収集
 個人情報の収集や利用などは、その業務にとって必要最小限の範囲で行います。
 人種・信条・社会的身分などの要配慮個人情報の収集や利用などは原則として行いません。
 収集はその目的を示して、原則として本人から直接収集します。

保有個人情報の管理
 保有個人情報の目的外利用または外部提供は、原則として行いません。
 保有個人情報は、正確で最新のものとし、漏えいなどの事故を防止します。
 コンピュータで処理するときや業務を委託するときは必要な措置を講じます。
 個人情報の保有、利用状況を明らかにします。

【自己情報の開示等請求内容】
 ▷開示の請求
 ▷誤りがある場合は訂正の請求
 ▷規定によらないで収集等しているときは削除の請求

▷規定によらないで目的外利用、外部提供をし、またはしようとしているときなどは中止の請求

【開示ができない場合】
 本人に開示することが原則ですが、次の個人情報は開示されないことがあります。
 ▷法令により、開示しないことが定められているもの
 ▷他の個人情報を漏らすことになるとき
 ▷市の公正な職務執行に著しい支障が生じることが明らかなもの
 ▷情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき

【自己情報の開示等請求の手続】
 情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)へ本人確認できる書類(運転免許証、パスポートなど)をお持ちのうえ、お越しください。

【開示等の決定】
 請求を受けた日の翌日から原則7日(土曜・日曜・祝日を除く)以内、訂正・削除・目的外利用等の中止請求は、原則20日(土曜・日曜・祝日を除く)以内に決定し、書面で通知します。

【開示に必要な費用】
 ▷電子複写機による写しはコピー1枚10円
 ▷その他の写しは、写しの作成に要する費用

情報公開決定および保有個人情報開示等決定に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に不服申し立て(審査請求)をすることができます。不服申し立ては、第三者機関の情報公開・個人情報保護審査会の審査を経て最終の決定となります。

問 総務課情報公開係 (☎042-387-9926)